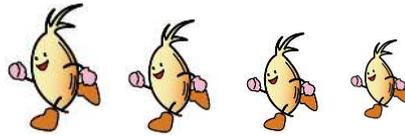


令和5年11月16日（木）

報道発表



団体名：東三河広域連合

担当者：消費生活課

課長補佐 金地 伸浩

問合せ先：0532-51-2553

件名：暗号資産を使った投資話で、利益が出たのに 出金できないといった相談が増えています

『HSN station 最近の相談※』より

東三河広域連合では、域内8市町村に消費生活センター・相談室を設置し、国家資格を有した消費生活相談員が月～金曜日の9時～16時30分、様々な消費生活相談に応じています。

報道機関の皆様におかれましても、消費者トラブル防止にご協力くださいますようお願いいたします。

【暗号資産を使った投資によるトラブル】

〔トラブル事例〕

ミニブログで食事等を投稿していた女性からフォローバックがあり、以降、無料通話アプリでメッセージのやり取りをした。女性から「暗号資産で儲けた。」との話があり、女性の指示通りに国内暗号資産取引所で暗号資産を購入し、海外暗号資産取引所へ送金して別の暗号資産へ換金した。1か月弱の間に85万円を送金し、海外暗号資産取引所のサイト上では暗号資産の価値が1200万円にまで増えたので、海外取引所から国内取引所へ送金しようとしたが、税金を払わないと出金できないと言われた。指示通り税金を支払ったが、その後もマネーロンダリングを疑われ、凍結された口座の解除費など様々な名目で入金を求められ、計500万円近く支払ったが、未だ出金できない。（20代・男性）

■マッチングアプリやSNSで知り合った人物から投資話を紹介され、投資したが出金できないといったロマンス投資詐欺のトラブルが増えています。暗号資産（仮想通貨）は、インターネット上で取り引きする電子データで、海外に所在する仮想通貨交換業者であっても日本の居住者を相手方とする場合は金融庁・財務局への登録が必要となります。相談者が送金した海外暗号資産取引所は無登録業者と思われ、換金したとする暗号資産は国内取引所での取り扱いはなく、実態が不明なため、投資関連の弁護士へ相談するよう案内しました。

相談事例にみる「留意点」と「対策」

- （1）暗号資産（仮想通貨）は、国がその価値を保証している「法定通貨」ではないため、様々な要因で価格が変動することがあります。取引内容やリスクについて十分理解できない場合、取引や契約をしないでください。
- （2）暗号資産を扱う業者のサイトやアプリで取引する場合、金融庁のウェブサイトでも必ず、登録事業者であるか確認しましょう。
- （3）面識のない相手から暗号資産の投資を勧められた場合、安易に取引せず、まずは詐欺的な投資話を疑いましょう。

※HSNstationとは…東三河広域連合消費生活センター相談ニュースの頭文字から命名。